

エネルギー・原材料価格の高騰により影響を受けた
中小企業者の皆様へ融資制度のご案内
【地域経済変動対策資金】

制度の内容

4月1日
取扱開始

経済変動事象：令和5年度エネルギー・原材料価格の高騰

融資対象者：経済変動事象の影響により、次のいずれかに該当する
中小企業者等

- ア 最近3か月間の売上高又は販売数量(建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)が前年同期の売上高等に比べ5%以上減少している者
- イ 最近1か月間の売上高等が前年同月の売上高等に比べ5%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ5%以上減少することが見込まれる者
- ウ 最近1か月の売上総利益率(売上総利益(損失)÷売上高)又は営業利益率(営業利益(損失)÷売上高)が前年同月と比べ減少している者

資金用途：運転資金、設備資金又は借換資金

※借換資金は、新規の借入に併せて保証付の既往借入金を取りまとめる場合に限る。

融資限度額：2億8千万円

融資期間：10年以内(据置3年以内含む)

融資利率：年1.43%(県と市町村が協調して利子補助を行う場合があります。
詳しくは企業支援課までお問い合わせください)

保証：信用保証協会の保証が必要

保証料率：0.23%～0.68%(9段階)

※経営安定関連保証(セーフティネット保証)5号、7号又は8号の適用を受ける場合、保証料率は0.35%とする。

※経営安定関連保証(セーフティネット保証)4号又は危機関連保証の適用を受ける場合、保証料率は0.40%とする。

【取扱期間】令和5年4月1日(土)から令和5年12月31日(日)融資申込受付分まで

申込み窓口

最寄りの金融機関、商工会議所、商工会、鳥取県商工会連合会、鳥取県中小企業団体中央会

お問合せ先

鳥取県 商工労働部 企業支援課 (電話)0857-26-7249 (ファクシミリ)0857-26-8117